

はじめに

湿地は渡り鳥を始めさまざまな野生生物の生息の場であるとともに、水質の浄化や人と自然の交流の場として等、豊かな機能を有しています。1993年の釧路市におけるラムサール条約第5回締約国会議の開催は、このような湿地の重要性について、国民レベルで認識を深める重要な契機となりました。釧路会議以降、我が国における湿地の保護への国民の関心や理解は大きな進展を見えています。

狭隘な国土に土地利用が集中する我が国では、湿地の保全を進めていく上で、開発との調整は避けて通れない重要な課題ですが、1999年1月には、名古屋港藤前干潟の埋立計画を、湿地の保全を図るために撤回するという画期的な決定がなされました。

また、同じ1999年6月には、環境影響評価法が全面施行され、大規模開発に際して環境保全面から事前に検討を行い必要な配慮を進めていくための法的な枠組みが整いました。

湿地の保全は地球レベルでも最重要課題とされています。東アジアや東南アジア地域は世界の中でも経済成長が著しく、これらの地域の湿地は大きな開発圧力にさらされています。我が国に渡来するシギ・チドリやガンカモなどの渡り鳥にとって、東アジアや東南アジアの湿地は、繁殖地、越冬地などとしてなくてはならない場所であり、我が国の湿地や渡り鳥の保全を進めていくためにも、アジア諸国の湿地保全の取り組みとの連携を強化していくことがますます重要になってきています。

このような中で、1999年5月にコスタリカのサン・ホセ市でラムサール条約の第7回締約国会議が開催されました。生物多様性の保全が国際的に大きな流れとなる中で、今回の会議では、ラムサール条約登録湿地の選定基準の枠組みが再検討され、生物地理区分に着目して区分ごとの代表的な湿地を選定するというような考え方が新たに導入されるとともに、従来からの基準も含めて、具体的な基準適用のガイドラインが策定されました。

我が国では、従来、水鳥類の渡来地としての重要性を登録湿地の選定要件として重視してきましたが、今回の会議での見直しを踏まえて、今後は、水鳥類にとっての重要性のみならず広く生態系として重要な湿地について登録湿地として保全していくことが求められています。

また、今回の会議に際しては、東アジア地域においてもガンカモ類の重要生息地

ネットワークが6ヶ国、25ヶ所の参加により発足し、1994年の釧路会議を契機に策定された「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」の当面の目標であったシギ・チドリ類、ツル類、ガンカモ類の3つの重要生息地ネットワークがすべて発足したこととなります。今後は、これらのネットワークを通じた情報交換や研修等の活動の充実、さらなる参加湿地の増加に取り組んでいく必要があります。

今回の締約国会議では以上紹介したものを含めて、合わせて30本の決議と4本の勧告が採択されました。その中には、湿地と水鳥類の保全にかかわるさまざまな立場の関係者が参照すべき多くの内容が含まれています。

このため、第7回締約国会議で採択されたすべての決議及び勧告について、和訳収録するとともに、累次の締約国会議の概要も併せて収録した資料集を編纂し、行政、研究者、NGOなど湿地の保全にかかわる皆さんの便に供することとした次第です。

本資料が多くの方々に活用され、湿地と水鳥類の保全の一助となることを念願しています。

最後に、東梅貞義氏を始め本資料の編集にご尽力を頂いた多くの方々に心から御礼を申し上げます。

環境庁自然保護局野生生物課長 森 康二郎